

# 産 業 建 設 委 員 会

令和元年9月12日(木)  
10時00分～ 時 分  
全 員 協 議 会 室

【委員】 岡本委員長、串崎副委員長  
三浦委員、川上委員、飛野委員、笹田委員、牛尾委員

【委員外】

【議長団】

【執行部】 近重副市長

(産業経済部) 湯浅産業経済部長、佐々木産業経済部副部長(兼広島事務所長)、  
大驛商工労働課長、山口産業振興課長、田中ふるさと寄附推進室長、  
久佐農林振興課長(併農業委員会事務局長)、石原農林振興課副参事、  
永見水産振興課長、戸津川水産振興課副参事、岸本観光交流課長、  
川合開府400年推進室長

(都市建設部) 石田都市建設部長、三浦建設企画課長、寺戸建設整備課長、邊地籍調査課長、  
鎌田維持管理課長、吉田建築住宅課長

(金城支所) 吉永金城支所長、河内金城支所産業建設課長

(旭支所) 塚田旭支所長、今田旭支所産業建設課長

(弥栄支所) 岩田弥栄支所長、後野弥栄支所産業建設課長

(三隅支所) 田城三隅支所長、永田三隅支所産業建設課長

【事務局】 下間書記

---

## 議 題

- 1 議案第60号 浜田駅関連施設条例の一部を改正する条例について
- 2 議案第63号 市道路線の廃止について(佐野新開線外)
- 3 議案第64号 市道路線の認定について(浜田255号線外)
- 4 請願審査  
(1) 請願第8号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について
- 5 陳情審査  
(1) 陳情第111号 小福井市営住宅、雇用促進住宅の再整備についての陳情について  
(2) 陳情第122号 開府400年事業の経済効果の算出を求める陳情について  
(3) 陳情第123号 「お魚センター」案件の不明朗な点を明朗にすることを求める陳情について  
(4) 陳情第124号 美又国民保養センターが労基法に適合しているかの調査を求める陳情について  
(5) 陳情第125号 TEU、FEUを発表する意味の説明を求める陳情について  
(6) 陳情第126号 基幹産業の定義を求める陳情について

裏面あり

6 所管事務調査

(1) 三隅発電所 2 号機の建設状況について

【商工労働課】

(2) 島根型 6 次産業推進事業(通称しまろく事業) について

【商工労働課】

7 執行部報告事項

(1) 漁業別水揚げについて (報告)

【水産振興課】

(2) 7 号荷さばき所の整備スケジュールについて (報告)

【水産振興課】

(3) その他

8 その他

9 政策討論会を終えて

**令和元年 9 月浜田市議会定例会議  
条例議案新旧対照表**

**（産業建設委員会）**

現行	改正後（案）
<p>(施設)</p> <p>第2条 駅関連施設に次の施設を置く。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>[新設]</p> <p><b>(開館時間及び休館日)</b></p> <p>第3条 駅関連施設の開館時間<b>及び休館日</b></p> <p>は、次に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時の休館日 _____ を設けることができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p><b>( _____ 使用許可)</b></p> <p>第4条 物販施設の施設又は設備（以下「<b>施設等</b> _____」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p> <p>2 市長は、<b>施設等</b> _____ の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。</p> <p>3 [略]</p> <p><b>( _____ 使用の制限)</b></p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><b>( _____ 特別設備等の制限)</b></p>	<p>(施設)</p> <p>第2条 駅関連施設に次の施設を置く。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><b>(3) 駐輪場</b></p> <p><b>(開館時間等及び休館日等)</b></p> <p>第3条 駅関連施設の開館時間<b>又は開場時間及び休館日又は休場日</b></p> <p>は、次に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時の休館日<b>若しくは休場日</b> _____ を設けることができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><b>(3) 駐輪場</b></p> <p><b>ア 開場時間 終日</b></p> <p><b>イ 休場日 無休</b></p> <p><b>(物販施設等の使用許可)</b></p> <p>第4条 物販施設の施設又は設備（以下「<b>物販施設等</b> _____」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p> <p>2 市長は、<b>物販施設等</b> _____ の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。</p> <p>3 [略]</p> <p><b>(物販施設等の使用の制限)</b></p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><b>(物販施設等の特別設備等の制限)</b></p>

現行	改正後（案）
<p>第6条 使用者は、<b>施設等</b> に特別の設備をし、又は器具等を搬入して使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p>	<p>第6条 使用者は、<b>物販施設等</b> に特別の設備をし、又は器具等を搬入して使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p>
<p>（<b>目的外使用等の禁止</b>）</p>	<p>（<b>物販施設等の目的外使用等の禁止</b>）</p>
<p>第7条 使用者は、使用の許可を受けた目的以外の目的に<b>施設等</b> を使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。</p>	<p>第7条 使用者は、使用の許可を受けた目的以外の目的に<b>物販施設等</b> を使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。</p>
<p>（<b>使用料</b>）</p>	<p>（<b>物販施設等の使用料</b>）</p>
<p>第8条 〔略〕</p>	<p>第8条 〔略〕</p>
<p>2 〔略〕</p>	<p>2 〔略〕</p>
<p>（使用料の不還付）</p>	<p>（使用料の不還付）</p>
<p>第9条 〔略〕</p>	<p>第9条 〔略〕</p>
<p>〔新設〕</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>（原状回復の義務）</p>	<p>（原状回復の義務）</p>
<p>第10条 使用者は、<b>施設等</b> の使用を終了したとき、又は第5条第1項の規定により使用の中止を命じられたときは、速やかに使用した施設等を原状に回復して返還し、又は搬入した器具等を撤去しなければならない。</p>	<p>第10条 使用者は、<b>物販施設等</b> の使用を終了したとき、又は第5条第1項の規定により使用の中止を命じられたときは、速やかに使用した施設等を原状に回復して返還し、又は搬入した器具等を撤去しなければならない。</p>
<p>〔新設〕</p>	<p>（<b>駐車場対象車両</b>）</p>
<p>〔新設〕</p>	<p><b>第11条 駐輪場に駐車することができる車両は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車（以下「自転車等」という。）とする。</b></p>
<p>〔新設〕</p>	<p>（<b>駐輪場における禁止行為</b>）</p>
<p>〔新設〕</p>	<p><b>第12条 駐輪場においては、次に掲げる行為をしてはならない。</b></p>
<p>〔新設〕</p>	<p>（1） <b>関係職員の指示又は区画線若しくは標識に従わないで自転車</b></p>

現行	改正後（案）
<p>[新設] [新設] [新設] [新設]</p> <p>[新設] [新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設] [新設]</p> <p>[新設] [新設] (損害賠償等の義務)</p> <p><b>第11条</b> [略] [新設]</p> <p>(委任) <b>第12条</b> [略]</p>	<p><u>等を駐車させること。</u> <u>(2) 他の自転車等の駐車を妨げること。</u> <u>(3) その他の管理上支障がある行為をすること。</u> <u>(自転車等の放置の禁止)</u></p> <p><b>第13条</b> <u>駐輪場を使用する者は、駐輪場内に自転車等を放置してはならない。</u> <u>(自転車等の放置に対する措置)</u></p> <p><b>第14条</b> <u>市長は、前条の規定に違反して自転車等が放置されていると認めるときは、自転車等の所有者又は使用者（以下「所有者等」という。）に対し、当該自転車等を他の適切な場所に移動するよう警告することができる。</u></p> <p><b>2</b> <u>市長は、前項の規定による警告を受けた自転車等の所有者等が、なお当該自転車等を相当の期間放置していると認めるときは、当該自転車等を撤去し、保管することができる。</u> <u>(駐輪場の使用料)</u></p> <p><b>第15条</b> <u>駐輪場の使用料は、無料とする。</u> (損害賠償等の義務)</p> <p><b>第16条</b> [略]</p> <p><b>2</b> <u>市長は、駐輪場に駐車する自転車等の亡失又は損傷については、その賠償の責を負わない。</u> (委任)</p> <p><b>第17条</b> [略]</p>

## 三隅発電所2号機の建設状況について

### 1. 工事進捗状況について

年度	2018	2019	2020	2021	2022
全体工程	▽7月準備工事開始 ▽11月本体工事開始				運転開始 ▽
土木建築工事	準備工事 ボイラ基礎, タービン建屋, 排煙処理装置基礎 貯炭・運炭設備基礎	屋外設備基礎		構内整備工事	
設備据付工事		ボイラ, タービン, 発電機, 排煙処理設備 貯炭・運炭設備	屋外設備		
試運転		7月末時点		各種試験	

※ 2018年11月から本体工事を開始し、7月末の進捗率は約14.6%

### 2. 地域活性化の取組みについて

(1) 三隅発電所地域経済対策協議会（以下、経対協）

中国電力のご協力をいただき、地元商工団体と連携し、できるだけ地元企業の活用促進を図るため、情報収集・提供を実施

(2) 地域住民への働きかけ（三隅支所）

地域振興・活性化につながる取り組みを検討する中で、地元食材を使った弁当販売に向けて、三隅の各地区まちづくり推進委員会に呼びかけ、関係機関も集まり説明会を実施（6地区中、5地区が参加）

(3) 今後の取り組み

経対協の活動の検証と、地域住民の今後の取り組みを模索するため、地元自治会と一緒に視察調査を実施

【視察調査先】J Power 松浦発電所（長崎県）

# 令和元年度 島根型6次産業推進事業

## ■事業の目的

島根県の豊富な地域資源を活用し、1次産業から3次産業の多様な事業者が連携して取り組む6次産業を支援するとともに、市町村を中心とした広がりのある6次産業の展開等を促進することで、事業者の所得向上や雇用拡大を図ることを目的とした事業です。

## ■支援の対象となる取組み

- 事業実施主体を含む、多様な3者以上の連携（ネットワーク）による取組み
    - ・県内1次生産者（農林漁業者）が必ず含まれること。
    - ・1次生産者のみのネットワークは不可
    - ・支援機関や、試験研究機関（大学等）もネットワークに含むことは可能
  - 地域資源を活用した、6次産業・農商工連携のビジネスとして成立する取組み
    - ・補助事業実施後も自主財源等により継続性、採算性のある取組みであること
  - 新たな雇用創出につながる取組み（ハード事業の場合）
  - 支援機関（地方公共団体、中小企業支援機関等）と連携した取組み（『事業者連携型』の場合）
  - 市町村戦略に基づいた喫緊の課題に対する地域での取組み（『市町村戦略型』の場合）
- なお、県の重点推進施策（有機農業の拡大、水田を活用した園芸の推進(※注)）に資する取組みについては、本事業においても重点的に（優先枠 1千万円程度）支援します。

## ■補助事業の概要

支援タイプ	交付先	事業実施主体
事業者連携型	事業実施主体	農林漁業者、中小企業者、特定非営利活動法人、事業協同組合、企業組合、有限責任事業組合、公益・一般社団法人 等
市町村戦略型	市町村	〔直接執行〕市町村 〔間接補助〕『事業者連携型』の事業実施主体と同様

事業区分	推進事業（ソフト事業）	整備事業（ハード事業）
対象経費	新商品の試作開発、市場調査、研修会、販路開拓、専門家招聘等に要する経費	生産・加工・流通・販売等、6次産業の取組に必要な機器、施設整備に要する経費
補助金額 (補助率)	事業者 連携型	下限額50万円から上限額300万円まで (1/2 以内)
	市町村 戦略型	下限額50万円から上限額500万円まで /1事業あたり (2/3 以内)
		下限額50万円から上限額1,000万円 /1事業あたり (1/2 以内) ※市町村直接執行の場合は、新商品開発に用いる加工又は分析のための機械の整備に限る
補助期間	単年度	単年度

※注：県の重点推進施策とは？

『有機農業の推進』

消費者ニーズに即した、有機農産物の生産体制強化や生産拡大を加速化する取組み

『水田園芸の推進』

農業の収益性向上を図るため、水田を活用した新たな園芸産地を形成する取組み

## ■ 審査方法・審査項目

『市町村戦略型』『事業者連携型』ともに、1次審査（書面審査）と最終審査（プレゼンテーション審査）を行います。

- ・『市町村戦略型』の最終審査は、内部審査員による公開審査を予定
- ・『事業者連携型』の最終審査は、外部審査員による公開審査を予定

項目	チェック項目
1. 実施体制	事業実施に必要な人員・組織体制となっているか 支援機関による支援体制が整っているか
2. 経営状況	財務状況、補助裏財源の確保
3. 多様な連携構築	ネットワーク構成機関の役割が明確で、相乗効果が見込まれるか 事業実施主体を含めた3者以上のネットワークを構築しているか
4. ビジネスモデル、 継続・発展性	ビジネスモデルとして、事業の実現性、継続・発展が見込まれる 内容及び体制か
5. 先駆性	独自の工夫、要素があり先駆性があるか
6. 費用対効果	事業内容に対する経費が適切か
7. 地域経済・ 1次産業への貢献度	本取組により地域経済への貢献が認められるか 本取組により1次産業の生産振興・所得向上につながるか
8. スケジュール	効率的に各業務が運営される計画となっているか
9. 雇用の創出	ハード事業の場合は新たな雇用の創出につながる内容か
10. 市町村戦略との整合性 （『市町村戦略型』対象）	市町村の農林水産業、6次産業化に関する課題の解決に資すると 認められるか

※事業の詳細やスケジュール等は、県ホームページに掲載する公募要領等をご確認ください。

※審査の結果、採択となった事業は、補助金交付決定後に事業着手が出来ます。交付決定前に着手された事業は補助対象となりませんので、ご注意ください。

※『市町村戦略型』『事業者連携型』ともに、原則1回の募集を予定しています。追加募集については予算の執行状況により検討します。

**【事業のお問い合わせ先】**  
**島根県しまねブランド推進課**  
**6次産業推進グループ**  
 松江市殿町1番地（島根県庁）  
**☎：0852-22-5283**  
 E-mail：6ji@pref.shimane.lg.jp  
<http://www.pref.shimane.lg.jp/brand/>

## 島根型 6 次産業推進事業（通称しまろく事業）について

### 1 島根型 6 次産業推進事業（通称しまろく事業）

#### （1）事業の目的

島根県の豊富な地域資源を活用し、1 次産業から 3 次産業の多様な事業者が連携して取り組む 6 次産業を支援するとともに、市町村を中心とした広がりのある 6 次産業の展開等を促進することで、事業者の所得向上や雇用拡大を図ることを目的とした事業。

#### （2）支援の対象

- ①事業実施主体を含む、多様な 3 者以上の連携（ネットワーク）による取組み
- ②地域資源を活用した、6 次産業・農商工連携のビジネスとして成立する取組み
- ③新たな雇用創出につながる取組み
- ④支援機関（地方公共団体・中小企業支援機関等）と連携した取組み
- ⑤市町村戦略に基づいた喫緊の課題に対する地域での取組み

※詳細については、別紙県資料を参照

### 2 浜田市でのこれまでの採択状況

平成 26 年度	1 件	（地域振興関連 1 件）
平成 27 年度	2 件	（水産関連 1 件 ・ 地域振興関連 1 件）
平成 28 年度	2 件	（地域振興関連 2 件）
平成 29 年度	2 件	（水産関連 1 件 ・ 林業関連 1 件）
平成 30 年度	1 件	（水産関連 1 件）
令和元年度	2 件	（水産関連 2 件）

# 漁業別水揚げについて（報告）

〈令和元年7月〉

令和元年9月12日  
産業建設委員会資料No.1  
産業経済部水産振興課

◆全体状況◆ 水揚量：788トン（前年比：70%、-331トン） 水揚金額：3億676万円（前年比：112%、+3,322万円）

【地元中型まき網漁業】 水揚量：391トン（前年比85%）  
水揚金額：1億1,782万円（前年比164%）

☆マアジ

〈H30.7〉 228トン・平均単価219円/kg ⇒ 〈R1.7〉 310トン・平均単価341円/kg

☆サバ

〈H30.7〉 193トン・平均単価81円/kg ⇒ 〈R1.7〉 64トン・平均単価110円/kg

◆昨年同月よりサバの水揚げが減少したため、全体の水揚量は減少した。しかし、マアジの水揚量は増加し高値で取引されたため、全体の水揚金額は大幅に増加した。

【大中型まき網漁業】 水揚量：76トン（前年比19%）  
水揚金額：2,381万円（前年比34%）

☆マアジ

〈H30.7〉 156トン・平均単価114円/kg ⇒ 〈R1.7〉 3.3トン・平均単価506円/kg

☆サバ

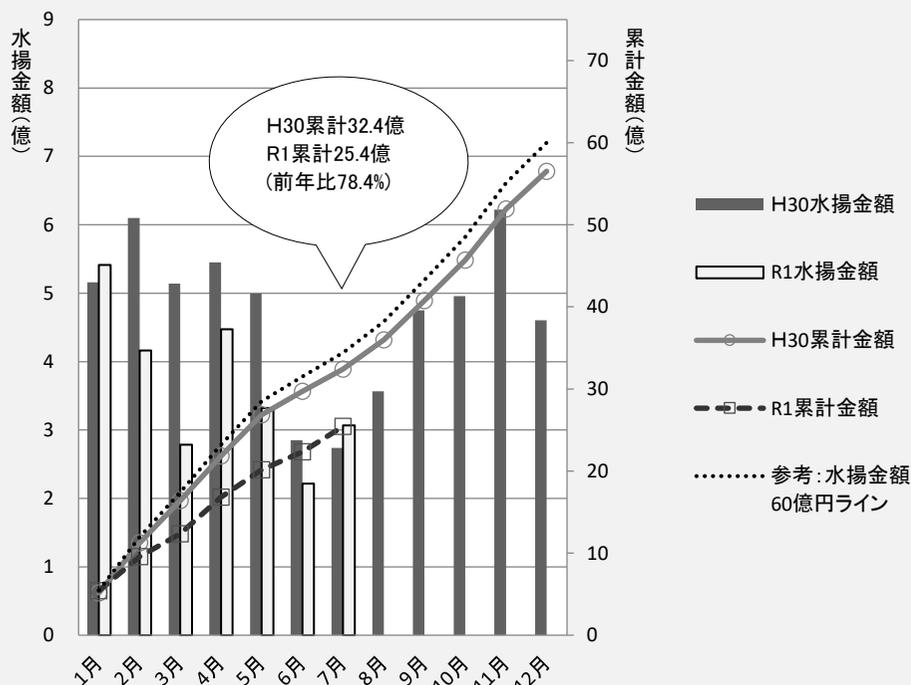
〈H30.7〉 119トン・平均単価77円/kg ⇒ 〈R1.7〉 0.05トン・平均単価366円/kg

☆ワカナ

〈H30.7〉 64トン・平均単価272円/kg ⇒ 〈R1.7〉 4.3トン・平均単価226円/kg

◆昨年同月よりマアジ・サバ・ワカナ等の水揚げが減少したため、全体の水揚量・金額ともに大幅に減少した。また、入港回数も減少した。

H30・R1水揚金額



【地元外中型まき網漁業】 水揚量：161トン（前年比128%）  
水揚金額：3,502万円（前年比194%）

☆マアジ

〈H30.7〉 42トン・平均単価237円/kg ⇒ 〈R1.7〉 103トン・平均単価267円/kg

☆サバ

〈H30.7〉 76トン・平均単価70円/kg ⇒ 〈R1.7〉 33トン・平均単価86円/kg

◆昨年同月よりマアジの水揚げが大幅に増加したため、全体水揚量・金額ともに大幅に増加した。また、入港回数も増加した。

【小型いか釣漁業(5トン以上)】 水揚量：10トン（前年比75%）  
水揚金額：1,343万円（前年比91%）

☆ケンサキイカ

〈H30.7〉 13トン・平均単価1,132円/kg ⇒ 〈R1.7〉 7.9トン・平均単価1,554円/kg

☆スルメイカ

〈H30.7〉 0.48トン・平均単価285円/kg ⇒ 〈R1.7〉 2トン・平均単価446円/kg

◆昨年同月よりケンサキイカの水揚げが減少したため、全体の水揚量・金額ともに減少した。

平成30年 令和元年 漁業別水揚げ比較表

7月

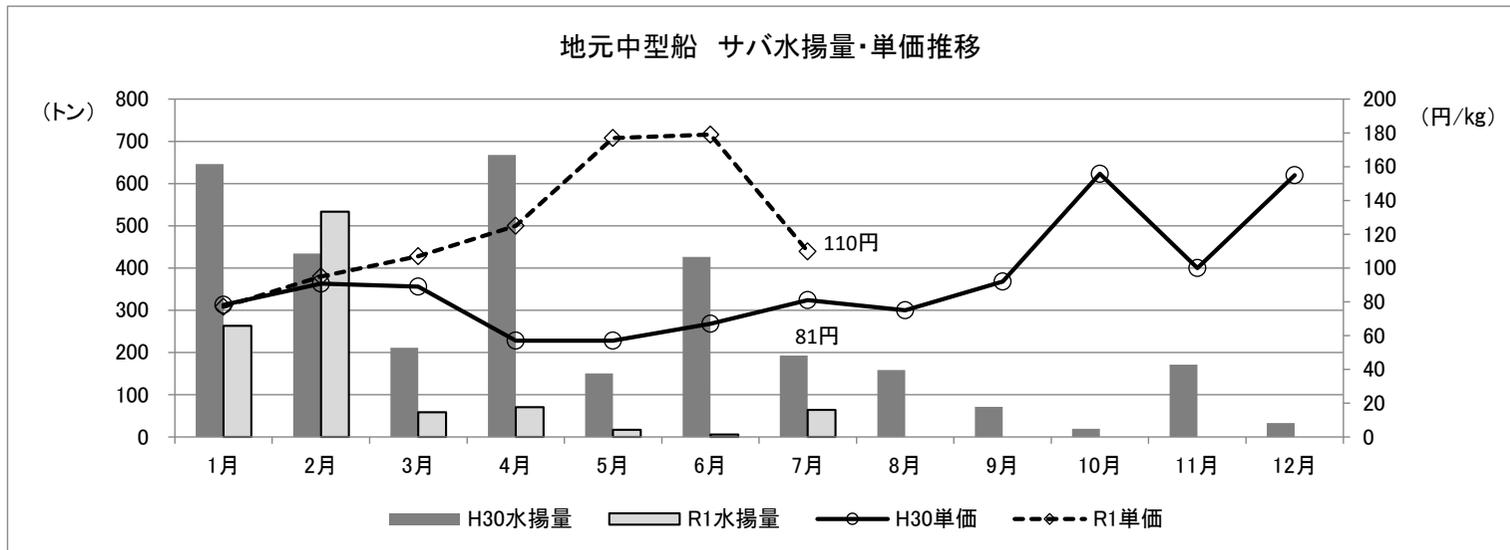
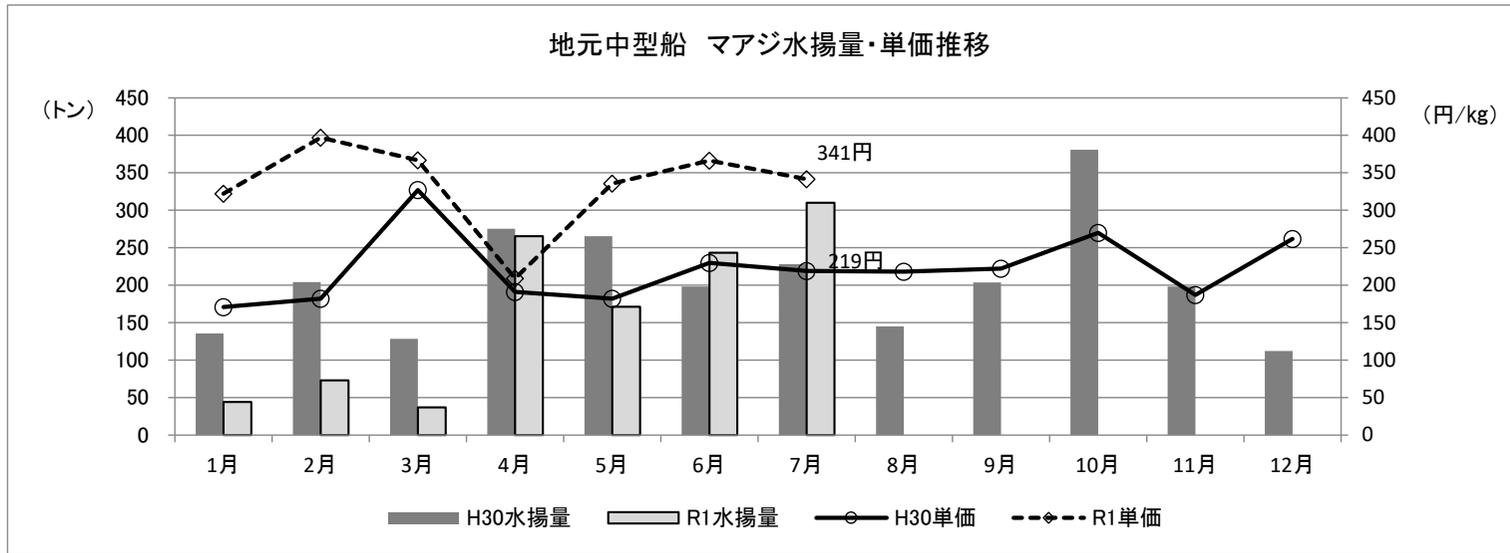
1月～7月累計

令和元年9月12日  
産業建設委員会資料No.2  
産業経済部水産振興課

漁業種類	年	数量(kg)	比率(%)	金額(税抜)	比率(%)	金額(税込)	数量(kg)	比率(%)	金額(税抜)	比率(%)	金額(税込)
01	30	0.0	-	0	-	0	1,629,537.5	101.1	745,897,186	95.9	805,569,159
沖合底曳網(地元船)	1	0.0	-	0	-	0	1,646,720.8		715,277,058		772,499,451
02	30	0.0	-	0	-	0	190,404.3	86.1	88,231,215	77.1	95,289,740
沖合底曳網(地元外)	1	0.0	-	0	-	0	163,918.5		68,045,353		73,489,011
03	30	5,282.6	-	4,741,033	-	5,120,314	20,921.2	-	12,972,626	-	14,010,446
小型底曳網	1	0.0	-	0	-	0	0.0		0		0
04	30	407,245.0	18.6	65,046,282	33.9	70,249,982	5,081,228.5	54.1	831,818,708	62.3	898,364,204
大中型旋網	1	75,551.0		22,042,110		23,805,479	2,750,595.3		518,526,193		560,008,289
05	30	461,061.2	84.8	66,721,295	163.5	72,059,003	4,498,457.8	51.1	510,939,517	91.9	551,814,690
中型旋網(地元船)	1	391,099.0		109,091,151		117,818,447	2,296,879.6		469,754,441		507,334,798
06	30	125,433.6	128.0	16,745,862	193.6	18,085,531	2,245,129.3	31.4	260,220,967	46.4	281,038,646
中型旋網(地元外)	1	160,564.0		32,425,026		35,019,029	704,363.0		120,635,105		130,285,914
07	30	13,515.0	75.4	13,740,680	90.5	14,839,937	162,565.0	25.3	102,675,140	35.5	110,889,138
小型いか釣(5t以上)	1	10,195.5		12,435,950		13,430,830	41,140.7		36,413,810		39,326,926
08	30	550.0	69.1	394,290	115.4	425,832	3,048.0	43.4	1,732,440	70.1	1,871,035
いか釣(5t未満)	1	380.0		455,190		491,606	1,322.0		1,214,070		1,311,197
09	30	27,735.9	341.9	5,994,287	419.1	6,473,835	141,380.1	156.4	25,996,845	241.7	28,076,608
大型定置網	1	94,824.8		25,119,801		27,129,392	221,161.9		62,822,748		67,848,597
10	30	4,161.5	220.1	1,759,307	108.1	1,900,056	17,136.7	89.3	8,048,287	60.9	8,692,163
小型定置網	1	9,160.1		1,902,316		2,054,504	15,303.1		4,904,931		5,297,328
11	30	0.0	-	0	-	0	0.0	-	0	-	0
しいら網	1	0.0	-	0	-	0	0.0		0		0
12	30	3,896.6	44.7	5,401,171	64.4	5,833,262	29,231.7	44.4	33,778,900	59.1	36,481,222
一本釣(浜田)	1	1,740.3		3,475,785		3,753,848	12,975.3		19,954,973		21,551,384
13	30	2,474.0	81.6	3,730,375	88.5	4,028,810	8,360.4	70.1	11,552,426	84.3	12,476,635
一本釣(国府)	1	2,019.4		3,302,569		3,566,780	5,860.0		9,744,292		10,523,836
14	30	2,846.7	64.9	3,723,257	50.3	4,021,120	15,881.0	88.6	14,654,542	80.1	15,826,913
一本釣(長浜)	1	1,847.3		1,871,739		2,021,473	14,066.9		11,733,067		12,671,717
15	30	4,069.9	55.7	4,878,217	46.0	5,268,487	21,983.2	93.5	16,497,299	75.4	17,817,095
一本釣(津摩)	1	2,267.7		2,244,294		2,423,842	20,552.0		12,438,661		13,433,782
16	30	2,974.6	36.4	4,202,680	48.6	4,538,898	19,594.3	139.3	13,253,436	94.2	14,313,728
一本釣(三隅)	1	1,084.0		2,040,610		2,203,859	27,290.6		12,482,873		13,481,490
17	30	774.8	728.4	749,250	924.4	809,190	1,982.7	867.2	2,574,130	688.9	2,780,062
一本釣(江津)	1	5,643.9		6,926,090		7,480,187	17,194.1		17,733,297		19,151,986
18	30	24,506.1	8.3	8,391,315	10.2	9,062,624	94,111.9	29.0	30,951,703	46.6	33,427,853
近隣支所	1	2,032.5		855,730		924,190	27,281.8		14,430,482		15,584,919
19	30	135.5	2,254.5	332,060	511.4	358,625	16,646.1	120.5	8,731,395	121.6	9,429,913
その他	1	3,054.9		1,698,180		1,834,036	20,061.3		10,621,308		11,471,018
20	30	31,541.9	82.8	46,726,035	124.5	50,464,115	108,734.6	95.8	281,964,498	87.9	304,521,645
陸送	1	26,129.0		58,151,793		62,803,944	104,171.9		247,981,249		267,819,770
合計	30	1,118,204.9	70.4	253,277,396	112.1	273,539,621	14,306,334.3	56.6	3,002,491,260	78.4	3,242,690,895
	1	787,593.4		284,038,334		306,761,446	8,090,858.8		2,354,713,911		2,543,091,413
前年度との増減		-330,611.5		30,760,938		33,221,825	-6,215,475.5		-647,777,349		-699,599,482

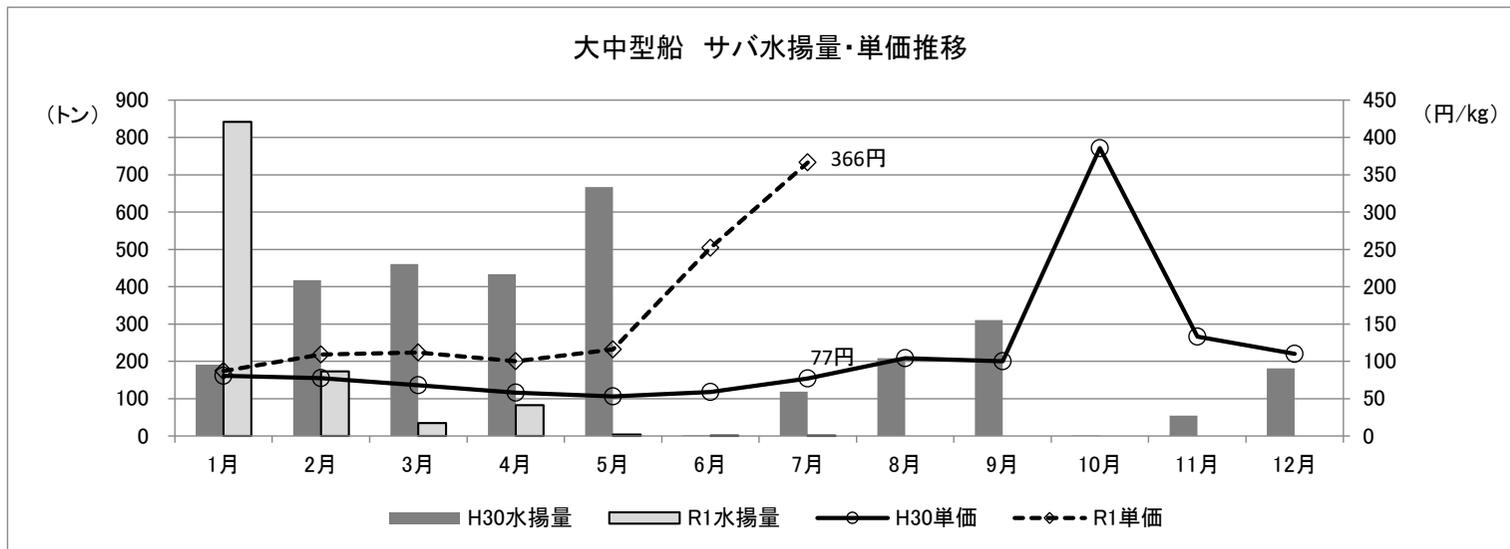
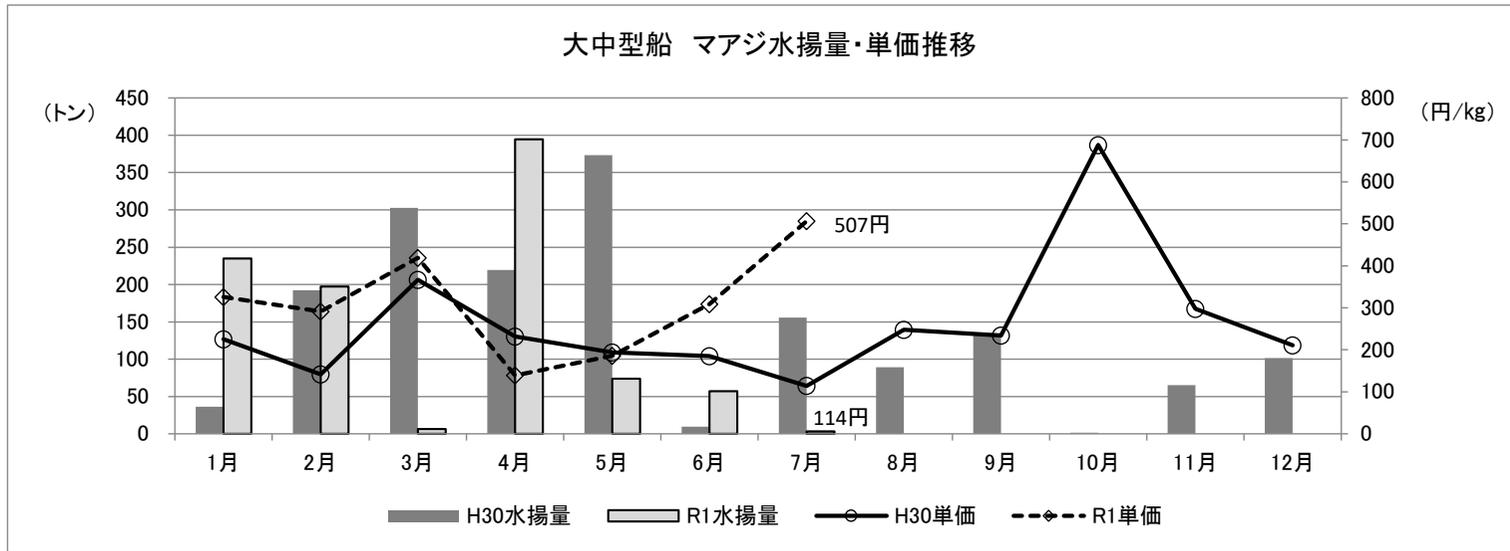
## 地元中型まき網漁業 主要魚種水揚量・単価の推移

令和元年9月12日  
産業建設委員会資料No.3  
産業経済部水産振興課

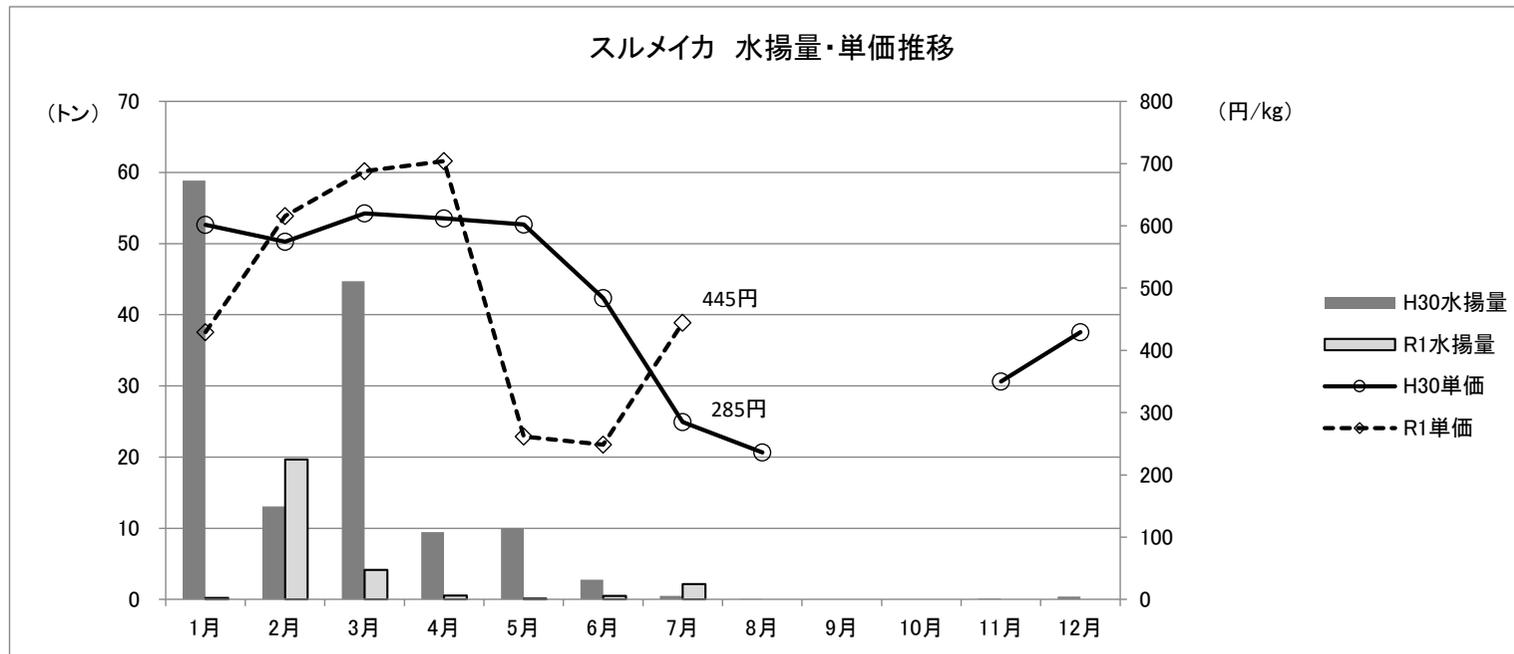


# 大中型まき網漁業 主要魚種水揚量・単価の推移

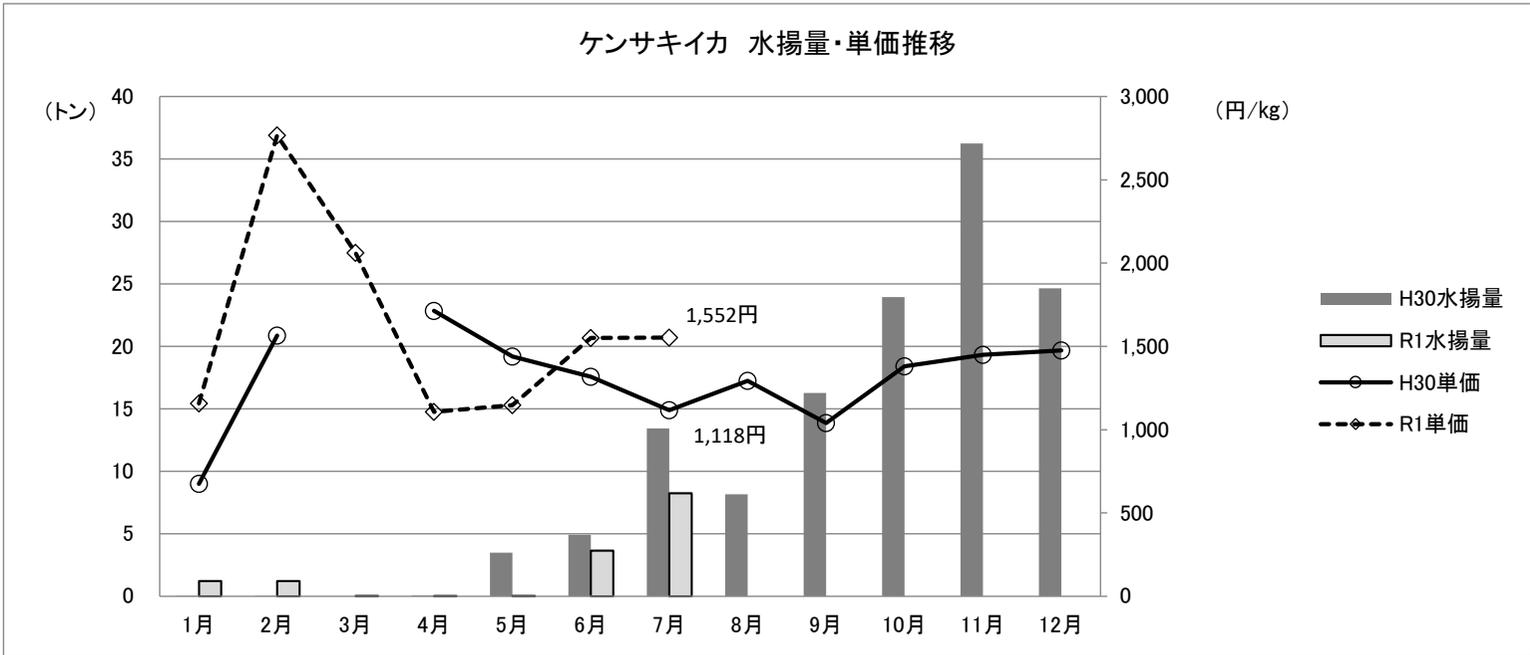
令和元年9月12日  
産業建設委員会資料No.4  
産業経済部水産振興課



いか釣漁業（5 t 以上・5 t 未満） 主要魚種水揚量・単価の推移



# いか釣漁業（5t以上・5t未満） 主要魚種水揚量・単価の推移



## 7号荷さばき所の整備スケジュールについて（報告）

浜田漁港の高度衛生管理型荷さばき所整備事業について、現在施工中の7号荷さばき所建設工事において、事業者から「全国的な建設資材※の不足が影響し工期内での完成が難しくなった」との申し出を受け、工期延期を行うこととしました。

つきましては、建設工事の延伸に伴い、次のとおり整備スケジュールを変更しますので報告します。  
※…鉄骨を結び付ける高力ボルト（ハイテンションボルト）

### 1. 整備スケジュールの変更

#### ◆変更前

年度 区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
建設工事	○ 12月議会承認 (契約)	7号荷さばき所工事 2月末完成	● 供用開始 (R2.4月)
管理運営 (指定管理者制度)		○ 9月議会承認 (設置条例) ○ 12月議会承認 (指定議決)	指定管理開始 R2.4月～R5.3月 (3年間)



#### ◆変更後

年度 区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
建設工事	○ 12月議会承認 (契約)	7号荷さばき所工事 3月末完成	● 供用開始 (R2.7月)
管理運営 (指定管理者制度)		○ 12月議会承認 (設置条例) ○ 3月議会承認 (指定議決)	指定管理開始 R2.7月～R5.3月 (2年9か月間)

【参考】7号荷さばき所の整備状況写真（令和元年8月30日現在）

